

江田島市教育委員会会議録

令和8年3月18日（水）令和8年第3回教育委員会会議定例会を教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午後	1時30分
閉会	午後	2時15分

2 出席者（5名）

教 育 長	岡 田 學
教育長職務代理者	三 島 雅 司
委 員	小字根 康 典
委 員	長 迫 香
委 員	長 坂 睦 子

3 欠席者

なし

4 出席説明員

教育部長	矢 野 圭 一
学校教育課長	黒 小 大 介
生涯学習課長	大 野 真 理
学校給食センター長	仁 井 雄 一
大柿自然環境体験学習交流館長	西 原 直 久

5 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長	濱 中 健 三
-----------------	---------

6 傍聴人

なし

7 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第4号 江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について
- (4) 議案第5号 江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について
- (5) 議案第6号 江田島市立小中学校共同事務室事務処理等規程の一部を改正する訓

令案について

- (6) 議案第7号 江田島市安全運転管理規程の一部を改正する訓令案について
- (7) 議案第8号 江田島市教育委員会教育情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）案について
- (8) 議案第9号 江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について
- (9) 議案第10号 学校運営協議会委員の委嘱について
- (10) 議案第11号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について
- (11) 承認第5号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について

8 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、令和8年第3回江田島市教育委員会会議、定例会を開会します。

ただ今の出席委員は全員です。

ただちに本日の会議を開きます。

○ 教育長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

審議に入る前に、非公開議案について御審議いただきます。

日程第8、議案第9号、江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱についてから、日程第11、承認第5号、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事についてまでの4議案等については、「人事に関する案件」であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと考えます。

それでは、お諮りいたします。

議案第9号から、承認第5号までの4議案等については、公開しないことに賛成の方の挙手を、お願いします。

(挙手全員)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがって、議案第9号から、承認第5号までの4議案等については、公開しないで審議することに決定しました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

議案書、2ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

○ 教育長

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、長迫委員にお願いします。

○ 教育長

日程第3、議案第4号、「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました、議案第4号について説明します。

議案書、3ページをお願いします。

提案理由です。

江田島市奨学金貸付条例の一部改正に伴い、現行規則の一部を改正する必要があるもので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

この規則改正は、昨年11月の教育委員会会議で可決し、12月の市議会定例会で議決を頂きました「江田島市奨学金貸付条例」の改正に伴いまして、改正したものでございます。

4ページ・5ページに改正文、

6ページ・7ページに参考資料1として新旧対照表、

8ページに参考資料2を添付しています。

参考資料2で説明しますので、8ページをお願いします。

「1 趣旨」です。

条例の改正と同様、所要の規定の整備をします。

「2 改正の概要」です。

条例改正と同様に次の(1)から(3)までを条例に則って、様式や様式の内容、様式の提出方法を改正しています。

「3 施行期日等」です。

こちらも条例と同様に「(1)施行期日」は、令和8年4月1日、「(2)適用区分」は、令和8年度以降に新たに決定した奨学生に係る奨学金から適用します。

説明は以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○ 教育長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4、議案第5号、「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」及び日程第5、議案第6号、「江田島市立小中学校共同事務室事務処理等規程の一部を改正する訓令案について」を一括議題とします。
事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

それでは、上程されました2つの議案について説明します。

2つの議案とも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うものであります。

主な改正の内容は、本市も「共同事務室」を設置していますが、その名称が「共同学校事務室」に変更になったものです。

それでは、議案第5号から説明します。

議案書、9ページをお願いします。

提案理由です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和37年法律第162号）の一部改正に伴い、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

10・11ページに改正文、12・13ページに参考資料として、新旧対照表、新旧対照表で説明しますので、12ページをお願いします。

表の右側が現行規則、左側が改正案です。

右側、現行の第36条第1項から第6項にかけて「共同事務室」について規定されています。それを左側の「共同学校事務室」に変更します。また、右側の現行が「6」、左側が「8」のところですが、現行が、「総括事務長又は事務長」のところを改正案では「室長」と法律に合わせて名称を改正します。

それと、現行、表の右の下側、「第42条、学校評議員」があります。

令和8年度から、残り1校となっていた、江田島中学校も学校運営協議会設置となりましたので、「学校評議員」の条項である、第42条を削除します。

13ページをお願いします。

別表のところです。「西能美共同事務室」を「西能美共同学校事務室」に、「江田島共同事務室」を「江田島共同学校事務室」に改正します。

次に、議案第6号について説明します。

議案書、14ページをお願いします。

提案理由は、先ほどの規則と同じです。

15ページに改正文、16・17ページに参考資料として新旧対照表、新旧対照表で説明しますので、16ページをお願いします。

表の右側が現行規則、左側が改正案です。

題名から次のページの別表まで、先ほど規則の改正で説明した内容と同様に「共同事務室」を「共同学校事務室」に、「総括事務長・事務長」を「室長」に改正しています。

説明は以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。

これから、それぞれの議案について個別に質疑と採決を行います。

初めに、議案第5号、「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」について審議します。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○ 教育長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

次に、議案第6号、「江田島市立小中学校共同事務室事務処理等規程の一部を改正する訓令案について」について審議します。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○ 教育長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第6、議案第7号、「江田島市安全運転管理規程の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました、議案第7号について説明します。

議案書、18ページをお願いします。

提案理由です。

市の組織再編に伴い、現行規程の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

19ページに改正文、20ページに参考資料として、新旧対照表、改正文で説明しますので、19ページをお願いします。

令和8年度からの組織改編で、「市民生活部市民生活課」が「市民生活部市民課」に

課の名称が変更することから、課長名の部分を変更するものです。

改正の内容は、直接、教育委員会に関係はございません。

説明は以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○ 教育長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第7、議案第8号、「江田島市教育委員会教育情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました、議案第8号について説明します。

議案書、21ページをお願いします。

提案理由です。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、江田島市教育委員会教育情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）を定める必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長が説明します。

○ 学校教育課長

江田島市教育委員会の教育情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）案に

ついでご説明いたします。

まずは、なぜセキュリティポリシーを策定するのかについてです。

教育現場には、他の行政事務とは異なる特有の状況があります。昨今、GIGAスクール構想のもとで1人1台端末が進められていますが、この環境では児童生徒が重要情報に不意にアクセスしてしまう可能性が増加しています。

文部科学省は「教育DXに係る当面のKPI」を設定し、クラウド対応の教育情報セキュリティポリシー策定済み自治体を令和7年度末までに100%とすることとしております。そのため、本市でも、文部科学省のガイドラインに基づいて、教育情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう「機密性」、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう「完全性」、情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう「可用性」、この3つを確保し、事故を未然に防ぐためのセキュリティポリシーを策定することが求められています。

それでは、江田島市教育情報セキュリティポリシーの基本方針（案）について説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。

江田島市教育情報セキュリティ基本方針は、情報資産を守るための基本事項を定めています。主な内容は以下の通りです。

1 目的

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、それに基づく情報セキュリティ対策を実施すること。

3 対象とする脅威

不正アクセスやウイルス攻撃などのサイバー攻撃、情報資産の持ち出しや誤操作、自然災害に対する脅威を想定し、それぞれに対策を講じます。

4 適用範囲

教育委員会、学校、教育支援センター等のすべての管理に適用されます。

5 教職員等の遵守義務

全教職員はこのポリシーを遵守し、情報セキュリティの重要性を理解する義務があります。

このほか、情報資産の分類、適切な管理方法、監査及び自己点検の実施などが盛り込まれています。

つづいて、江田島市教育情報セキュリティポリシーのセキュリティ対策基準（案）について御説明します。

この基準は、目次にありますように、第1章から第11章の構成となっています。内容について概要を説明させていただきます。

まず、第2章にありますが、組織体制として、最高情報セキュリティ責任者（CISO）をはじめとする管理者や委員会を設立し、責任の明確化を図るとしております。

次に、第3章、情報資産の分類と管理方法に関して、情報資産は機密性、完全性、可

用性により適切に分類し、必要に応じた取扱いや保管管理の指針を設定しております。

第4章、物理的セキュリティは、サーバー等の管理区域を厳重に設け、外部からの侵入を防ぐ体制を整えるとしております。

また、第5章、教職員等への人的セキュリティ対策として、研修を通じた教育及び啓発を行い、情報セキュリティの理解を深めていきます。

第6章、技術的セキュリティでは、アクセス制御や不正プログラム対策等を徹底し、情報システムの監視体制を整えていきます。

また、第7章運用では、定期的な監査及び自己点検の実施により、ポリシーの遵守状況を確認し、必要に応じて見直しや改善を行います。これにより、情報セキュリティ基準は常に最新の状況に適応できるものとして維持されるとしております。

第8章、第9章になりますが、業務委託やクラウドサービスの利用に関しても、特定の基準を設け、情報資産の安全管理を徹底します。特に、パブリッククラウドサービスの利用時には、そのリスクを評価し、安全対策を講じることが不可欠だとしております。

このように、教育情報セキュリティポリシーとその対策基準は、江田島市の教育環境における情報資産の保護を目的として、一貫した管理体制を確立するために重要です。説明は以上となります。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 三島教育長職務代理者

この策定に当たり、事務量はどうなりますか。

すごく大変なことが書いてあるように思うんですが。

また、SaaS型（エスエーエーエス型）というのはどういうものですか。

○ 学校教育課長

業務負担についてですが、デジタル担当が、施設管理と一緒にデジタル関係の業務を担当していますが、これだけのものになってきますと、当然、担当だけでまわるものではありませんので、昨年度より本庁の方にデジタル改革課ができました。本当にここに助けを借りながら一緒になってやっていかないとどうしようもないと思っています。

それから、学校に関してはICT支援員が2名配置されておりますが、この2名に内容等伝えながら、できる範囲のところはやっていただきますが、今後、このデジタル関係については、またどんどんやることも増えてくると思っています。

今、業務量云々のところまではいけていないんですが、何かしらの対策は考えていかないといけないと思っています。

○ 学校教育課課長補佐

SaaS 型（エスエーエーエス型）は正式名称を S o f t w a r e a s a S e r v i c e （ソフトウェア アズ ア サービス）と言い、インターネット経由でベンダー側のソフトウェア機能を利用するクラウドサービスのことです。

○ 教育長

それと、この計画そのものを各学校におろすのではなくて、これを基にした実施基準を各学校で定めるようになっているんですが、ひな形は教育委員会で作って各学校に配るので、そんなに大きな負担ではないと考えています。

○ 長坂委員

管理区域についてですが、地階又は 1 階に設けてはならないとありますがどうなんですか。

○ 学校教育課課長補佐

機器ごとに異なりますが、1 例をだしますと市が構築している基幹系システムのサーバーは本庁の 4 階の方に管理区域として通常の職員は入れないようになっています。

また、クラウドサービスの場合は、市でサーバーを管理しておりませんので、サービス提供業者の方で適切に管理を行っています。

○ 長坂委員

たとえば U S B とかの管理はどうなりますか。

○ 学校教育課長

まず、業務用パソコンには私物の U S B は接続できません。

公用 U S B がありまして、こちらは接続できますが、使用簿があり、校長先生が管理をしています。

○ 小宇根委員

公用 U S B を使うのは、自宅で業務を行うためにデータを持ち出したりするのでしょうか。

○ 学校教育課長

成績などの個人情報については、家で扱うことはできません。

校内でのみの作業となります。

○ 学校教育課課長補佐

教育委員会においては、まず、公用 U S B で扱えるデータと扱えないデータの 2 種類あります。住民基本台帳システムなど個人情報を扱う基幹系の情報は公用 U S B では取

り扱えません。

各職員が使う事務用パソコンで取り扱うデータを、会議のために公用USBで移動させるなど行っています。

○ 小宇根委員

写真などのデータを家に持って帰って、学級通信などを作成するというようなことは考えられますか。

○ 学校教育課長

できなくはないです。

写真情報も個人情報なので好ましいとは思えませんが、学校長の許可を得て帰ることは可能かと思います。

ただし、昨今いろいろな写真の問題が起こってきているのと、先生方が私物のカメラとかスマートフォンを使用した写真撮影が増えてきたので、これに関しては今年度学校の方に指導をさせてもらって、そういうものを一切使わないように、学校の公用のカメラを使っただけの撮影で対応してくださいというお願いをしております。

○ 小宇根委員

ソーシャルメディアサービスを利用する場合にはというところで、各学校が学校の情報をインターネットで発信していますよね、そういったことも含められるんですよね。

○ 学校教育課長

はい。

○ 小宇根委員

そういうところで、どのような規制がかかるとかかけるとかを想定しておいでですか。

○ 学校教育課長

このソーシャルメディアサービスの利用については、教育委員会から学校へ通知を出しておりまして、個人情報の取扱いであるとか、保護者の了解を得るであるとかそういったものがクリアできたもののみ発信してくださいというようにしております。

○ 小宇根委員

学校にあるパソコンはインターネットに接続できるパソコンとできないパソコンに分けているんですか。

○ 学校教育課長

昨年度から全てのパソコンからインターネットにアクセスできるようにしました。ただそれは、市のシステムと同じで仮想ブラウザを使用してアクセスしています。

そのため、直接ダウンロードをしたりすることはできません。

- 教育長
他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

- 教育長
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
会議の冒頭で決まりましたとおり、ここからの審議は、非公開とします。

(非公開)

- 教育長
日程第8、議案第9号、「江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について」
を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第9、議案第10号、「学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第10、議案第11号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の
任免その他の人事について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第11、承認第5号、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。
他になければ、これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員